

アフターサービスについて

保証期間はご購入日から1年間です。本説明書に従った使用状態において、保証期間内に不具合を生じた場合は、当該消火器の無料修理または無料にて新しい製品とお取替えいたします。

[保証期間を過ぎた消火器については、お客様のご要望により有料修理させていただきます。] ご質問やご不明なことがありましたら、お求めの販売店または当社お客様相談室にお問い合わせください。



モリタ宮田工業株式会社

MORITA GROUP

〒253-8588 神奈川県茅ヶ崎市下町屋1-1-1

TEL. (0467)85-1210(お客様相談室)

販売店

改良等により予告なく仕様、その他を変更する場合がありますので、ご了承ください。

TS02543 15.02
P8

業務用二酸化炭素消火器 取扱説明書

このたびは、モリタ宮田工業(株)の業務用消火器(二酸化炭素)をお求めいただきまことにありがとうございます。当社はお客様の視点を軸に「安全・安心・快適」を見据えた商品をお届けしてまいります。お客様に安心してお使いいただくために取り扱い方法を説明しています。万一の不測の事態にもあわてず、また安全・確実にご使用いただくために、この説明書をよくお読みのうえ、正しくお使いください。お読みになったあとは、大切に保管し、必要なお読み返しください。特に「安全上のご注意」はご使用前に必ずお読みください。

二酸化炭素消火器

※ご家庭には「住宅用消火器」を設置してください。

- 消火器には適応火災が表示されています。適応火災はその火災の種類に適していることを意味し、実火災における消火規模を限定するものではありません。
- 消火器は初期消火の器具です。消火範囲に限りがあります。消火できなかったことによる人的、物的損害などについての補償、賠償はご容赦願います。

安全上のご注意

必ずお守りください

消火器は圧力容器です。ガスの圧力により消火薬剤を放射します。叩いたり、落としたり、強い衝撃などを与えないでください。誤った使いかたをすると、破裂等により重大な人身事故が発生することがあります。正しく安全にご使用ください。

- ⊘ この表示は、してはいけない「禁止」内容です。
- ⊕ この表示は、必ず実行していただく「強制」内容です。

⚠ 危険 死亡または重傷などを負う危険が切迫して生じることが想定される内容です。

破裂等により人身事故のおそれあり

- ⊘ 錆、傷、変形、キャップのゆるみのあるものは絶対に使用しないでください。消火器を作動したとき、錆や傷等により弱くなった部分が圧力により破裂し、人身事故発生のおそれがあります。「設計標準使用期限」以内であっても絶対に使用しないでください。また、訓練用としても使用しないでください。
- ⊘ 分解しないでください。分解・修理・改造により破裂することがあります。ご不用になった消火器を処分される場合は、お求めの販売店または製造元(ラベルや取扱説明書に記載されている電話番号)にお問い合わせください。
- ⊘ 消火器を直接、火の中に投げ込んだり、熱湯や熱風をかけて加熱しないでください。容器内の圧力が高くなり、破裂することがあります。

P1

⚠ 警告 死亡または重傷などを負う可能性が想定される内容です。

破裂等により人身事故の可能性あり

- ⊘ 腐蝕しやすい場所に設置しない。湿度の高い所に置いたり、水・油・調味料(塩・醤油・味噌等)が付くことによる腐蝕などの劣化により、破裂することがあります。また、潮風や雨風にさらされる場所には設置しないでください。水などがかからない、湿気の少ない、風通しのよいところに設置してください。
- ⊘ 濡れた床や地面に直接置かないでください。腐蝕の原因になりますので、設置台などをご使用ください。
- ⊘ 使用温度範囲を超える場所には設置しないでください。容器内の圧力が高くなり危険をとまいません。
- ⊕ 半年ごとに法令で定められた点検を消防設備士等により実施してください。消火器の点検をしなかったことにより、火災のとき、消火器が使用できないことがあります。
- ⊕ 「設計標準使用期限(製造後10年)」を過ぎたものはお求めの販売店または製造元(ラベルや取扱説明書に記載されている電話番号)にお問い合わせください。「設計標準使用期限」を過ぎた消火器は、経年劣化などにより破裂事故につながる可能性があります。また「設計標準使用期限」以内であっても、設置条件により不具合が生じる場合があります。

人身事故のおそれあり

- ⊕ 避難経路を確保しながら消火してください。無理な消火活動を続けず、避難経路を確保しながら消火してください。また火災により発生した煙やガスは人体に有害ですので絶対に吸引しないようにしてください。
- ⊘ 消火に当たっては、火元に近付きすぎないようにしましょう。ガソリン等の油火災では、放射の勢いで油が飛散し、火傷のおそれがあります。火元から3m以上離れてから放射を開始してください。
- ⊘ 人に向けて消火薬剤を放射しないでください。消火薬剤により呼吸困難や失明等の危害が発生することがあります。万一、異常を感じた場合は医師の診察を必ず受けてください。
- ⊘ 消火器をみだりに捨てたり、放置しないでください。放置された消火器を誤って使用されると破裂することがあります。ご不用になった消火器はそのまま放置しないでください。ご不用になった消火器を処分される場合は、お求めの販売店または製造元(ラベルや取扱説明書に記載されている電話番号)にお問い合わせください。

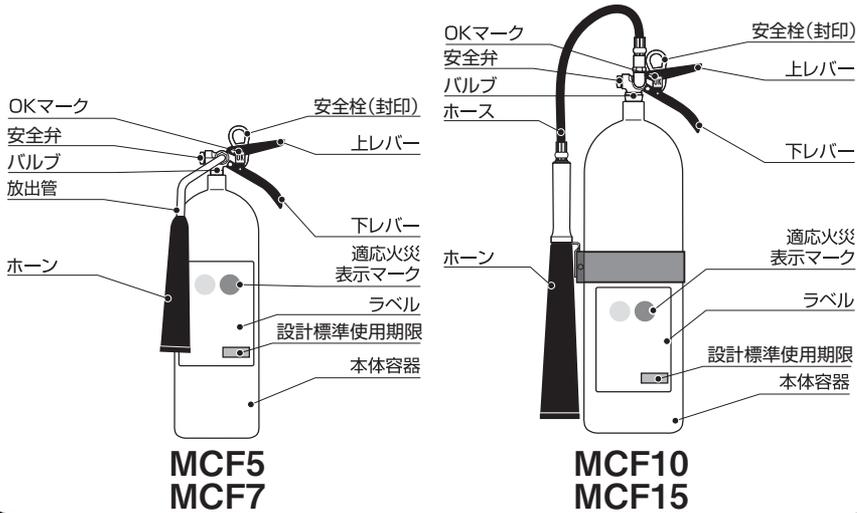
P2

⚠ 注意 傷害を負う可能性または物的損害のみが発生する可能性が想定される内容です。

- ⊕ 使用方法を普段より確認しておいてください。消火器は人が操作して初期消火をおこなう器具です。普段より操作方法等は良く確認しておいてください。無理な消火作業を続けることはやめましょう。
- ⊕ ラベルに表示されている「適応火災」を確認してください。消火器には火災の種類に対して適・不適があります。火災の大きさ、消火の時期、適応火災の違いなどにより消火できないことがあります。「適応火災について」の項目(P5)をよくお読みいただき、適正な消火器を設置してください。
- ⊘ 消火器のためし放射は絶対にしないでください。ためし放射や一度操作したものは、使用できません。新しい消火器と交換するか、必ずつめかえをおこなってください。
- ⊘ 使用温度範囲以下となる場所には設置しないでください。使用温度範囲以下となる場所では満足な性能が得られません。
- ⊕ 幼児の手が届かないところに設置してください。幼児のいたずらなどにより消火薬剤を放射されますと大けがをすることがあります。幼児の手にふれないところに設置してください。
- ⊕ 消火器を転倒・落下しないようにしてください。地震や振動で消火器が転倒・落下しないところに設置してください。また上から重量物が落ちて損傷しないところに設置してください。
- ⊕ レバー部に「OKマーク」表示があるか確認してください。「OKマーク」表示がないものは使用できませんので点検してください。
- ⊕ つめかえはお求めの販売店または製造元にお問い合わせください。
- ⊕ 消火器は大きく傾けずに使用してください。消火器を傾けて使用すると消火薬剤が十分に放出されません。30度以上傾けて使用しないでください。
- ⊕ 交換部品は必ず当社指定の部品をご使用ください。指定部品以外のものを使用したことにより、消火器が正常に機能しないことがあります。

P3

各部の名称



上図は代表消火器の事例です。機種により形状・構造が異なるものがあります。

設置について

- 上から重量物が落ちて損傷しないところ、また地震や振動等で消火器が転倒や落下しないところに設置してください。
*転倒や落下した消火器は、お求めの販売店に連絡し、機器点検・整備等の処置をおこなってください。
- 通行や避難するときに邪魔にならないところ、また使用するときに簡単に持ち出せるところに設置してください。
- 床に設置するときは設置台を使用してください。
●消火器の樹脂部・金属部・塗装部が床や壁を損傷させることがありますので注意してください。
- 幼児の手が届かないところに設置してください。
- 地下室や換気の十分できないところには設置しないでください。
●使用すると、二酸化炭素が充満し呼吸困難になるなどの危害発生のおそれがあります。このようなところには絶対に設置しないでください。
- 高温多湿のところには設置しないでください。
●40度をこえる高温の場所(ガスコンロ・ストーブなど発熱器具の近く)では、容器内の圧力が高くなり危険をともないます。また使用温度範囲以下となる場所では十分な性能が得られません。
●消火器に表示されている使用温度範囲内の環境に設置してください。
●屋外等で直射日光や雨風・降雪にさらされる場所、厨房等で常時水を使用し湿気が多い場所、海岸近くで潮風が当たる場所、化学工場地域や温泉地帯で腐蝕性ガス(硫化水素、亜硫酸ガス、塩素ガス等)の発生のおそれがある場所では、格納箱に収納するなどの防護処置をしてください。
※設置台、格納箱、ブラケットについてはお求めの販売店または当社お客様相談室にご相談ください。

知っておいていただきたいこと

1. 適応火災について

消火器には、燃焼物の種類に応じて適応する火災が表示してあります。お求めいただいた消火器が設置場所で想定される火災の種類に適応しているものであるかご確認ください。

| 油火災用(B火災) | 電気火災用(C火災) |
|---------------------|-----------------------|
| 天ぷら油、灯油、ガソリン等が燃える火災 | 感電のおそれがある電気製品、電気設備の火災 |
| 黄地のマーク | 青地のマーク |

●二酸化炭素消火器・・・油火災、電気火災に適応。

2. 消火にあたって

- 室内で使用したときは、消火後すみやかに窓や扉を開けるなどして換気してください。高濃度の二酸化炭素が存在すると、窒息のおそれがあります。
- 逃げ道を確認しながら消火してください。また火災により発生した煙やガスは人体に有害ですので絶対に吸引しないようにしてください。
- 屋外での消火は風上よりおこなってください。近付きすぎると火傷をすることがあります。
- 火元から3m以上離れてから放射を開始し、炎の根元を手前から掃くようにノズルを左右にふりながら放射し、順次前方に進んで消火してください。
- ガソリン等の油火災では、火元に消火薬剤が直接かかるようにして消火してください。放射の勢いで油が飛び散るおそれがありますので十分に注意してください。
- 無理な消火作業を続けることによって火災の拡大を引き起こさないよう、周囲の人に声をかけ、応援を求めよう心掛けてください。また被害を最小限に食い止めるために119番通報してください。
- 一度消えても、また火がつくことがありますので、火元に向けて最後まで消火薬剤を放射してください。
- 消火後の火元は、おき火が残っていたり、油やガスがもれていることがありますので、必ず火元を確認してください。
- 消火後すみやかに、ガスの元せん、電源を切ってください。

3. 消火薬剤について

- 消火薬剤が目に入った場合には医師の診察を受けてください。
- 消火薬剤が皮膚につき異常を感じた場合には医師の診察を受けてください。

正しい使いかた 消火器の使用方法にもとづき正しくお使いください。

- 消火器は30度以上傾けて使用しないでください。消火器を傾けると消火薬剤が十分に放出されません。
- 持ち運ぶ時は黄色の安全栓を持たずに、下レバーを持ってください。
- 上下レバーをにぎったままで安全栓を抜かないでください。
- 上下レバーをにぎる時に、手・指をはさまないように注意してください。
- 安全栓を抜いて、上下レバーをにぎるとすぐに消火薬剤を放射します。
- 力が弱い人は、消火器を床に置き、ノズルを火元に向け、上レバーを強く押してください。
- ホーンを持たずに操作したり、手を放したりすると激しく振れて大変危険です。
- 消火器のため放射は絶対にしないでください。「イザ火災」というときに使用できません。
- 少しでも放射した消火器は使用できません。新しい消火器と交換するか、つめかえをおこなってください。
- 一度消火しても、また火がつくことがありますので、火元に向けて最後まで消火薬剤を放射してください。
- 室内で使用したときは必ず換気してください。室内で使用したときは、消火後すみやかに窓や扉を開けるなどして換気してください。高濃度の二酸化炭素が存在すると、窒息のおそれがあります。

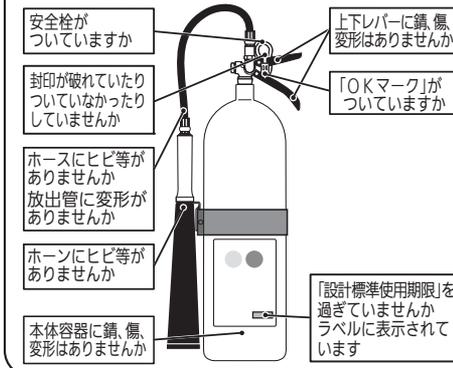


維持・管理について

- 黄色の「安全栓」は誤作動を防ぐためのものです。使用時以外絶対に抜かないでください。
●あやまって安全栓を抜いてしまった場合はお求めの販売店にお申し付けください。
- 分解・修理・改造は絶対にしないでください。
●消火器は圧力容器です。
●分解・修理・改造により破裂することがあります。
- 消火器のネジなどをゆるめないでください。
●消火器の部品(ノズル、安全弁、放出管等)をゆるめたりすると破裂事故につながる可能性があります。
●消火器の機器点検・整備は、消防法の取り決めにより、消防設備士の資格を有する者がおこなえる業務とされています。お求めの販売店にお申し付けください。
- 消火器を柔らかい布で、時々掃除してください。
●水・油・調味料(塩・醤油・味噌等)、ほこり等が付着していると腐蝕等の性能劣化をおこし永くご使用になれません。
●汚れたときは固くしぼった布でふき乾いた布で仕上げてください。
- 掃除するときに有機溶剤(ベンジン、シンナー、ガソリン)や中性洗剤などを絶対に使用しないでください。
※消火器本体容器に「リサイクルシール」を貼付しています。ご不用になった消火器を処分する際に必要となりますので、はがしたり損傷したりしないでください。
- 「設計標準使用期限」を確認してください。
●「設計標準使用期限」を過ぎたものは経年劣化により使用できない場合やおもわぬ事故をまねくおそれがあります。お求めの販売店または製造元にお申し付けください。
- 法的設置義務のあるところでは、消防法に基づく定期点検を実施してください。
●半年ごとに法令で定められた点検を消防設備士等により実施してください。
- 異常が見つかったときはすみやかに販売店に連絡し、機器点検・整備等の処置をおこなってください。

点検について 消火器がいつでも使用できるように点検を実施してください。

半年ごとに外観点検を実施してください。以下の項目で異常がある場合はすみやかに販売店に連絡し、機器点検・整備等の処置をおこなってください。



法的義務設置をしている場合は、消防法に基づく定期点検を実施してください。異常の状況により下記のような内容が想定されます。

| 異常の状況 | 想定される内容 |
|------------------------|--------------------|
| 上下レバーに錆、傷、変形がある | 使用できないおそれ |
| 安全栓がない | 使用済のおそれ 誤放射のおそれ |
| 封印が破れている、ついていない | 使用済のおそれ |
| 「OKマーク」がない | 使用できないおそれ |
| ホースにヒビがある 放出管に変形がある | 破裂するおそれ |
| ホーンにヒビがある | 使用できないおそれ |
| 本体容器に錆、傷、変形がある | 破裂するおそれ |
| 「設計標準使用期限」を過ぎている | 性能劣化、腐蝕のおそれ |

使用後について

- 使用後の消火器はすみやかに販売店に再充電を依頼し、元のように設置してください。
●一度放射したものは、中に消火薬剤が残っていても、すぐに整備・再充電してください。
●外観・機能に異常がなければ再充電して使用できます。お求めの販売店にご相談ください。
- 廃棄する場合は、法に従って廃棄処分しなければなりません。
●ご不用になった消火器を処分される場合は、お求めの販売店または当社お客様相談室にお問い合わせください。
●消火器を不法に捨てたり、放置すると法律で罰せられます。
- 消火器のリサイクルにご協力ください。
●回収された消火器は、解体され各部材はリサイクルされています。
●ご不用になった消火器を処分される場合は、お求めの販売店または製造元(ラベルに記載の電話番号)にお問い合わせください。

【所有者表示ラベル】を貼付することが高圧ガス保安法に定められています。

*【所有者表示ラベル】の貼付には、様式をコピー複写してご利用ください。

●所有者表示ラベルの様式

| 高圧ガス容器所有者 | |
|-----------|--|
| 氏名 | |
| 住所 | |
| 電話 | |